

電気供給約款 [低圧] 改訂箇所 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>21. 日割計算</p> <p>(1) 当社は、20 (料金の算定) (1)イ)、ロ) の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ) 電気料金は、別表 6 (日割計算の基本算式) (1)イ)、ロ) により日割計算をいたします。</p> <p>ロ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6 (日割計算の基本算式) (1)ハ) により算定いたします。</p> <p>ハ) イ) およびロ) によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 20 (料金の算定) (1)イ) の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、20 (料金の算定) (1)ロ) の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 6 (日割計算の基本算式) (1)イ)、ロ) により日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じて当社が直接そのつど計量値の確認をいたします。</p> | <p>21. 日割計算</p> <p>(1) 当社は、20 (料金の算定) (1)イ)、ロ) の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ) 電気料金は、別表 7 (日割計算の基本算式) (1)イ)、ロ) により日割計算をいたします。</p> <p>ロ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7 (日割計算の基本算式) (1)ハ) により算定いたします。</p> <p>ハ) イ) およびロ) によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 20 (料金の算定) (1)イ) の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、20 (料金の算定) (1)ロ) の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7 (日割計算の基本算式) (1)イ)、ロ) により日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じて当社が直接そのつど計量値の確認をいたします。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>22. 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ) 支払義務の発生日は、検針日といたします。ただし、17（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、17（検針日）(6)の場合の料金については次回の検針日とし、19（使用電力量の計量）(2)ロ、ハ）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、19（使用電力量の計量）(2)イ）の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。ただし、お客様と当社との協議によって、検針日が属する月の翌月 1 日とする場合もございます。</p> <p>ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の属する月の翌月 1 日から起算して口座振替により料金の支払いをされる場合には <u>23</u> 日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には <u>21</u> 日目といたします。</p> <p>イ) 一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なった</p> | <p>22. 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>イ) 支払義務の発生日は、検針日といたします。ただし、17（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、17（検針日）(6)の場合の料金については次回の検針日とし、19（使用電力量の計量）(2)ロ、ハ）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、19（使用電力量の計量）(2)イ）の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。ただし、お客様と当社との協議によって、検針日が属する月の翌月 1 日とする場合もございます。</p> <p>ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の属する月の翌月 1 日から起算して口座振替により料金の支払いをされる場合には <u>22</u> 日目、振込みにより料金の支払いをされる場合には <u>20</u> 日目といたします。</p> <p>イ) 一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なった</p> |
|--|--|

ものとされる場合の支払期日は、
検針の基準となる日の属する月の
翌月 1 日から起算して、口座振替
により料金の支払いをされる場合
には 23 日目、振込みにより料金の
支払いをされる場合には 21 日目
といたします。

- ロ) お客さまと当社との協議によって
当社が継続して他の需要場所の料
金と一括して請求することとした
場合の支払期日は、一括して請求
する料金のうち、その月で最後に
支払義務が発生する料金の支払義
務発生日の属する月の翌月 1 日か
ら起算して、口座振替により料金
の支払いをされる場合には 23 日
目、振込みにより料金の支払いを
される場合には 21 日目といたし
ます。

ものとされる場合の支払期日は、
検針の基準となる日の属する月の
翌月 1 日から起算して、口座振替
により料金の支払いをされる場合
には 22 日目、振込みにより料金の
支払いをされる場合には 20 日目
といたします。

- ロ) お客さまと当社との協議によって
当社が継続して他の需要場所の料
金と一括して請求することとした
場合の支払期日は、一括して請求
する料金のうち、その月で最後に
支払義務が発生する料金の支払義
務発生日の属する月の翌月 1 日か
ら起算して、口座振替により料金
の支払いをされる場合には 22 日
目、振込みにより料金の支払いを
される場合には 20 日目といたし
ます。